

令和 5 年第 1 回国東市議会定例会 提出議案

承認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市一般会計補正予算第 10 号)	P 1
承認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市一般会計補正予算第 11 号)	P 3
報告 第 1 号	専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)	P 5
報告 第 2 号	専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)	P 7
報告 第 3 号	債権放棄の報告について	P 9
議案 第 1 号	令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 12 号)	P 11
議案 第 2 号	令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 12
議案 第 3 号	令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号)	P 13
議案 第 4 号	令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 14
議案 第 5 号	令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 5 号)	P 15
議案 第 6 号	令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)	P 16
議案 第 7 号	令和 4 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 17
議案 第 8 号	令和 5 年度国東市一般会計予算	P 18
議案 第 9 号	令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 19
議案 第 10 号	令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 20
議案 第 11 号	令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 21
議案 第 12 号	令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 22
議案 第 13 号	令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算	P 23
議案 第 14 号	令和 5 年度国東市水道事業特別会計予算	P 24

議案 第 15 号	令和 5 年度国東市下水道事業特別会計予算	P 2 5
議案 第 16 号	令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 2 6
議案 第 17 号	令和 5 年度国東市民病院事業特別会計予算	P 2 7
議案 第 18 号	国東市個人情報保護法施行条例の制定について	P 2 8
議案 第 19 号	国東市手話言語条例の制定について	P 3 1
議案 第 20 号	国東市情報公開条例の一部改正について	P 3 4
議案 第 21 号	国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P 3 5
議案 第 22 号	国東市歴史体験学習館条例の一部改正について	P 3 6
議案 第 23 号	国東市国民健康保険条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 24 号	国東市営住宅条例の一部改正について	P 3 8
議案 第 25 号	国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 3 9
議案 第 26 号	国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 4 1
議案 第 27 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	P 4 2
議案 第 28 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 29 号	国東市サイクリングターミナル基金条例の廃止について	P 4 7
議案 第 30 号	工事請負変更契約の締結について	P 4 8
議案 第 31 号	工事請負変更契約の締結について	P 4 9
議案 第 32 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市郷土芸能諸田山神社御田植祭伝承館)	P 5 0
議案 第 33 号	市道路線の変更について	P 5 1

議案 第 34 号	公有水面埋立承認に関する意見答申について	P 5 2
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 4
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 5
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 6
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 7

承認	2 件
報告	3 件
議案	3 4 件
諮問	4 件
計	4 3 件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市一般会計補正
予算第 10 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 4 年度国東市一般会計補正予算第 10 号について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 6 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 4 年度国東市一般会計補正
予算第 11 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 4 年度国東市一般会計補正予算第 11 号について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 20 日

国東市長 三 河 明 史

報告第 1 号

専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 4 号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 16 日

国東市長 三 河 明 史

記

- 1 工 事 名 令和 4 年度（債務）国東小学校仮設校舎建設工事
- 2 契約締結年月日 令和 4 年 5 月 16 日
- 3 契約の相手方 住 所 国東市国東町富来浦 1560 番地
企 業 名 木戸産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 山 田 耕 司
- 4 契約変更事項 契約金額「155,650,000 円」を
「156,081,200 円」とする。

報告第 2 号

専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 4 号の規定に基づき下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 24 日

国東市長 三 河 明 史

記

- 1 工 事 名 令和 4 年度 国東中学校屋内運動場長寿命化改修工事
- 2 契約締結年月日 令和 4 年 6 月 30 日
- 3 契約の相手方 住 所 国東市国東町鶴川 1356 番地
 企 業 名 株式会社三浦建設
 代表者氏名 代表取締役 佐 藤 宗 朝
- 4 契約変更事項 契約金額「285,560,000 円」を
 「287,311,200 円」とする。

報告第 3 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和4年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課		債権名	放 棄 理 由												合 計	
			第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号			
			「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」			
			件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)
1	まちづくり 推進課	市営田深第二団 地敷地購入代金 返還金	1	3,781,222											1	3,781,222
2	まちづくり 推進課	住宅使用料	1	32,200											1	32,200
3	政策企画課	ケーブルテレビ 施設使用料等	1	650											1	650
4																
合 計			3	3,814,072											3	3,814,072

議案第 1 号

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 12 号)

令和 4 年度国東市一般会計補正予算(第 12 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 2 号

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 3 号

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号)

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 4 号

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 5 号

令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 4 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 5 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 6 号

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 7 号

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 8 号

令和 5 年度国東市一般会計予算

令和 5 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 9 号

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 10 号

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 11 号

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 12 号

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 13 号

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 14 号

令和 5 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 5 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 15 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 16 号

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 17 号

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 18 号

国東市個人情報保護法施行条例の制定について

国東市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第 3 条 法第 89 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 4 条 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。以下同じ。)は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 5 条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を

し、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第 6 条 法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関は、国東市行政不服審査会条例(平成 28 年国東市条例第 1 号)第 1 条の規定にかかわらず、国東市情報公開条例(平成 18 年国東市条例第 11 号)第 22 条第 1 項に規定する国東市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。

2 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問は、審査会が定める書類を添えてしなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(国東市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 国東市個人情報保護条例(平成 18 年国東市条例第 12 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の国東市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第 14 条又は第 15 条第 3 項の規定による職務上知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)又は委託を受けた事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の取扱いを伴う事務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第 17 条第 1 項若しくは第 2 項(旧条例第 26 条第 2 項及び第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 26 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 8 号に規定する公文書(次項において「旧公文書」という。)又は指定管理者が管理していた文書(図画及び電磁的記録を含み、公の施設の管理業務に関するものに限る。同項にお

いて同じ。)であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書又は指定管理者が管理していた文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

提案理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例を制定する必要があるため提出する。

議案第 19 号

国東市手話言語条例の制定について

国東市手話言語条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市手話言語条例

(前文)

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って意見や気持ちを視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認知されなかったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりを未だ感じる状況に至っていない。

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる国東市を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の推進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ろう者 手話を日常的にコミュニケーションの手段として用い、又は用いようとする聴覚に障がいのある者をいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話による円滑な意思疎通を図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、手話の普及その他手話に関する必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションを図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、商業その他の事業を行う者として、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定により策定する市町村障害福祉計画において、次の各号に掲げる施策を定め、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(1) 手話に対する理解の推進に関する施策

(2) 手話の普及に関する施策

(3) 手話による円滑な意思疎通の支援に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目的として本条例を制定したいので提出する。

議案第 20 号

国東市情報公開条例の一部改正について

国東市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市情報公開条例の一部を改正する条例

国東市情報公開条例(平成18年国東市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項又は国東市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年国東市条例第 号)第 45 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

第 22 条第 1 項第 4 号を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正及び国東市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、国東市情報公開・個人情報保護審査会が行う事務に変更が生じるため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 21 号

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

保育所嘱託医	年額 38,000円
保育所等歯科医	〃 38,000円

」を

「

保育所嘱託医	年額 60,000円 児童当 110円
保育所歯科医	〃 60,000円 児童当 110円

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 保育所嘱託医及び保育所歯科医の報酬を見直すことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 22 号

国東市歴史体験学習館条例の一部改正について

国東市歴史体験学習館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市歴史体験学習館条例の一部を改正する条例

国東市歴史体験学習館条例(平成 18 年国東市条例第 117 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条」を「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「法第 20 条」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 博物館法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 23 号

国東市国民健康保険条例の一部改正について

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険条例(平成 18 年国東市条例第 150 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国東市国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由 健康保険法施行令の改正により、出産育児一時金の金額が増額されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 24 号

国東市営住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市営住宅条例の一部を改正する条例

国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 田深団地の項中「7 戸」を「5 戸」に、景雄寺団地の項中「3 戸」を「2 戸」に、計の項中「631 戸」を「628 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 老朽化した市営住宅の一部を用途廃止するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 25 号

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年国東市条例第228号)の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条第 1 項中「又は団長が特に要請した訓練等に参加した場合」を削り、「費用弁償」の次に「として、1 日につき 500 円」を加え、同項各号を削り、同条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 項第 6 号中「専任班長」を「副部長」に改め、同項第 7 号中「団員」を「基本消防団員」に、「2 万 1,000 円」を「3 万 6,500 円」に改め、同項に次の 3 号を加える。

(8) 機能別消防団員 代表 年額 2 万 5,000 円

(9) 機能別消防団員 副代表 年額 2 万 3,000 円

(10) 機能別消防団員 年額 2 万 1,000 円

第 12 条第 2 項中「予算に定める額を手当として」を「次により出動報酬を」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 火災及び災害等に出動し、職務に従事した場合 1 日につき 8,000 円(従事する時間が 5 時間に満たない場合にあつては、4,000 円)

(2) 各種訓練に参加した場合 1 日につき 1,500 円

第 12 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により支給すべき出動報酬の額が予算の範囲を超える等の特別な理由があると認めた場合は、これを軽減することができるものとする。

第12条を第13条とし、第6条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第2項第2号中「転住し」の次に「、又は転勤し」を加え、同条を第6条とする。

第4条第2号中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(団員の種類)

第3条 団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。

3 機能別消防団員は、市長が定める特定の消防事務に従事する団員とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 消防団員の処遇を改善することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 26 号

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国東市病院事業の設置等に関する条例(平成 20 年国東市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表中「一般病棟 154 床」を「一般病床 145 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 令和 5 年 4 月 1 日より地域包括ケア病棟の入院料算定を見直すため、病床数を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「法第19条第1項」を「法第19条」に改める。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

(国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保

育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年国東市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第26条及び第50条の改正規定並びに第2条中国東市家庭的

保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由 子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 28 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年国東市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条中「第4条から前条まで」を「第4条及び前条」に、「**一**、一時保育料、病児・病後児保育利用料」を「及び一時保育料」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。
別表第3を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 病児・病後児保育利用料の取扱いを見直すことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市サイクリングターミナル基金条例の廃止について

国東市サイクリングターミナル基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市サイクリングターミナル基金条例を廃止する条例

国東市サイクリングターミナル基金条例(平成 18 年国東市条例第 87 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 サイクリングターミナル基金管理の見直しにより、今後は公共施設整備基金で一元管理するため、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 30 号

工事請負変更契約の締結について

次のように工事請負変更契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

- | | | |
|-------------|------------------------------------|------------------|
| 1 工 事 名 | 令和 4 年度(債務)国東小学校校舎長寿命化改修工事(建築主体工事) | |
| 2 変更請負金額 | 566, 600, 100 円 | |
| 3 今回変更による増額 | 22, 100, 100 円 | |
| 4 契約の相手方 | 住 所 | 豊後高田市香々地 4089 番地 |
| | 企 業 名 | 菅・木戸特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者氏名 | 堤 俊之 |

提案理由 令和 4 年度(債務)国東小学校校舎長寿命化改修工事(建築主体工事)の工事内容に変更が生じたため、工事内容の変更を行い、それに伴う工事費増額の変更契約を行う必要があるので提出する。

議案第 31 号

工事請負変更契約の締結について

次のように工事請負変更契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年国東市条例第 63 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 令和 4 年度 武蔵中央公民館改修工事 |
| 2 変更請負金額 | 197, 489, 600 円 |
| 3 今回変更による増額 | 50, 089, 600 円 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 国東市国東町富来浦 1560 番地
企 業 名 木戸産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 山田 耕司 |

提案理由 令和 4 年度 武蔵中央公民館改修工事の工事内容に変更が生じたため、工事内容の変更を行い、それに伴う工事費増額の変更契約を行う必要があるため提出する。

議案第 32 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市郷土芸能諸田山神社御田植祭伝承館

2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市安岐町明治 372 番地 1
諸 田 区
区 長 小野 肥康

3 指定管理者に指定する期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市郷土芸能諸田山神社御田植祭伝承館の指定管理者として、引き続き「諸田区」を指定したいので提出する。

議案第 33 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線 番号	旧新 別	路線種別 路線名	起 点	終 点	備 考
4225	旧	その他市道 立道 2 号線	国東市安岐町下山 口字大坪 617 番 1 地先	国東市安岐町下山 口字大坪 622 番 3 地先	L=55.00m
	新		国東市安岐町下山 口字大坪 617 番 1 地先	国東市安岐町山口 字大坪 1 番 1 地先	L=38.70m
4338	旧	その他市道 塩屋浜 1 号線	国東市安岐町塩屋 字シンガイ 1 番 4 地先	国東市安岐町塩屋 字彦代 372 番 3 地先	L=866.00m
	新		国東市安岐町塩屋 字新田 106 番 10	国東市安岐町塩屋 字彦代 372 番 3 地先	L=850.80m

提案理由 他の県道及び市道の改良工事に伴い、市道立道 2 号線及び塩屋浜 1 号線の取付部を変更したことから、これらの路線の起終点の位置を変更する必要があるため提出する。

議案第 34 号

公有水面埋立承認に関する意見答申について

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立承認について、大分県知事より次のとおり諮問があったので、異議のない旨、答申することについて、同法第 3 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 埋立区域

(1) 位置

大分県国東市安岐町下原字大海田 13-2 番地の地先公有水面

(2) 区域

別紙のとおり

(3) 面積

5,695.70 m²

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大分県国東市安岐町下原字大海田 13-2 番地の地内並びに地先公有水面

(2) 区域

別紙のとおり

(3) 面積

135,801.54 m²

3 埋立地の用途

空港用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

3 年 11 月

提案理由 大分空港滑走路端安全区域整備事業による公有水面の埋立てについて、大分県知事より諮問があったため提出する。



撮影年月日：令和4年10月25日

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 はし 橋 もと 本 もと 素 こ 子

生年月日

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 5 年 6 月 30 日に橋本素子委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 いち まる ひさ こ
一 丸 久 子

生年月日

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 5 年 6 月 30 日に一丸久子委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 やかた 館 ひろ 博 たか 隆

生年月日

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 5 年 6 月 30 日に志丸恵美子委員の任期が満了するため、次期委員候補者として館博隆氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市国東町

氏 名 なか い しげ み
中 井 成 美

生年月日

令和 5 年 3 月 13 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 5 年 6 月 30 日に中井成美委員の任期が満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。